

要請書

平成24年6月21日

法務大臣 滝 実 殿

健全な法治国家のために声をあげる市民の会代表

八木 啓 代

今般、6月20日付読売新聞に、田代政弘検事が、平成22年2月に石川知宏衆議院議員の取り調べを行った際、内容の違う報告書を作成し、それを検察審査会に提出した問題で、法務省は、田代検事を停職の懲戒処分に、この報告書の作成を指示し、さらにその報告書を引用した斎藤副部長名義の虚偽報告書を作成し、行使した佐久間元特捜部長を戒告という、信じがたいほど軽い処分で、法相の許可を得る方針であることが報道されました。この報道内容に関し、下記のとおり要請します。

記

田代政弘検事が、平成22年2月に石川知宏衆議院議員の取り調べを行った際、内容の違う報告書を作成し、それを検察審査会に提出した。

この件に関しては、田代検事の行為について当会が虚偽有印公文書作成の罪名で行った告発に基づいて行われている検察当局の捜査について、新聞各紙は、同検事が「記憶の混同」によるもので、意図的な虚偽文書の作成ではないと弁解しているために嫌疑不十分で不起訴となる見通しなどと報じていたが、今年5月3日に、問題の捜査報告書と、実際の取調べのやり取りを記録したICレコーダーの反訳書がネットを通じて流出・公開されたため、報告書と反訳書が、その一部に実際に存在しない記載があるというようなものではなく、最初から最後までまったく似ても似つかぬ内容であり、記憶の混同や勘違いというレベルではないことが、すでに多くの国民にすでに知れ渡り、検察の組織ぐるみの犯罪の隠蔽として、大きな反発と批判を招いている。

すでに、この報告書と録音の食い違いに関しては、陸山会事件公判の証拠決定の中で、2月18日、東京地裁（大善裁判長）が、この報告書に関して、「同捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。そうすると、この報告書の存在は、石川が勾留段階で被告人の関与を供述した経緯として、田代検事が公判で供述する説明内容にも、深刻な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。」「前記の田代検事の取調べは、個人的なものではなく、組織的なものであったとも疑われるものであって、」と、敢えて言及しているのは極めて異例であり、大変に重い。

また、この点は、先日退任された小川敏夫前法務大臣も、退任会見において「客観的資料を見れば分かることだが、捜査報告書の中身、捜査状況の録音を詳細に見てみれば、記憶違いではないと、誰しもうかがう」、さらに現代ビジネスでのインタビューにおいて「ほぼ全部が

架空なんです。田代検事の勘違いというのは、とうてい考えられない。」と述べており、誰の目からも明らかである。

さらに6月8日付け日本経済新聞によって、この時一緒に流出した佐久間達哉元特捜部長宛の齋藤隆博副部長報告書が、実は佐久間元部長自身によって作成されたものであることが明らかにされ、このこと自体をもって、当会によって6月14日付けで、佐久間元部長と齋藤副部長は、虚偽有印公文書作成及び行使で刑事告発されている。

この件に関しては、さらに、6月19日付朝日新聞で、「再捜査に際し、佐久間元部長は、再び小沢氏を不起訴とする理由をまとめた『不起訴裁定書』を作成したが、上級庁の東京高検などから『小沢氏が関与したとする証拠が強調され過ぎている』と指摘を受けた。元部長は裁定書を書き直した際に省いた部分を、副部長名の捜査報告書に盛り込んだ。」

と報道されている。すなわち、不起訴の説明として適切ではなく、小沢氏関与の可能性を強調しすぎていると、東京高検から書き直しを命じられたにもかかわらず、削除を指示された部分を盛り込んだ報告書を自ら作成し、齋藤副部長名義の報告書の外形にして、同副部長に署名させて検察審査会に提出したことは、明らかに、佐久間部長が、検察審査会の議決を小沢氏起訴の方向に誘導する目的があったことを示すものであり、特捜部長の行動として到底許されないものである。

にもかかわらず、6月20日付読売新聞によると、法務省は、田代検事を停職の懲戒処分に、この報告書の作成を指示し、さらにその報告書を引用した齋藤副部長名義の虚偽報告書を作成し、行使した佐久間元特捜部長を戒告という、信じがたいほど軽い処分で、法相の許可を得る方針であることが報道されている。なお、当該処分は、当会による各告発について不起訴処分とすることを前提としているものとしか解せない。

すなわち、報道が事実であるならば、検察の犯罪は、一国の政権を揺るがすほどの重大な影響を与え、かつ、動かぬ証拠が存在しても、裁かれることはなく、また、検察と法務省には、適正な処分を行う意図はないということである。

これほどに、人権や国民の意思が軽んじられる状況は、もはや民主主義とも法治主義とも言えない、未曾有の危機であることは明らかである。

このような前代未聞の検察の組織ぐるみの犯罪に対して、検察庁と法務省が良識ある国民が納得できるような対応が取れないのであれば、法務省のトップである法務大臣主導によって適切な対応をとって頂くしかないものとする。そこで、滝法務大臣には、国民から選ばれた立法府における法務の代表としての法務大臣として、この問題に対して、検察や法務省から独立し、干渉を受けない、第三者による調査委員会をもうけ、適正な調査・捜査をおこなって頂くよう強く要請する。

また、検察官に対する人事処分は法相の固有権限であり、検察庁法第14条の指揮権の問題ではないので、上記処分についても、適正な判断を行って頂くよう要請する。

良識ある国民は、検察組織に対する国民の信頼が崩壊しかねない重大な局面において、法務大臣としてどのような対応をとられるか注目している。法務大臣の歴史の中においても、恥じることにない適切な対応を行われることを強く望むものである。